

労働者派遣事業に関するマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に「派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃: 差額の割合(マージン率)」を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)
下記に当社における情報提供項目を公開致します。

派遣労働者の人数	4名
派遣先の数	4社
労働者派遣料金(1日あたりの平均額)	17,730円
派遣期間中の派遣労働者の賃金 (1日あたりの平均額)	12,100円
マージン金額	5,630円
マージン率	31.7%
教育訓練に関する事項	情報セキュリティ及び個人情報保護教育

対象期間 平成29年4月～平成30年3月

マージン金額の主な内訳

- ・事業主が負担する社会保険料(厚生年金保険・健康保険)
- ・事業主が負担する雇用保険料・労災保険料
- ・内勤社員(営業、労務、事務)の給料及び社会保険、雇用保険負担
- ・人材募集に関わる広告宣伝費
- ・事務所家賃、光熱費
- ・営業経費(交通費、通信費)

平成30年4月
株式会社EKCネットワークス

金の